

1 今年度の取組目標と評価

< 評価 ◎達成、△ほぼ達成、▽未達成 >

(1) 学習指導の改善

- ア 外部専門員を活用した授業改善を推進し、若手教員の授業力を向上させる。また、中堅教諭等の授業力をブラッシュアップさせ、学習指導のリーダー及び教育管理職を育成する。
- イ 全教員が年間1回以上、研究授業を行い、本校の指導レベルの向上を図る。
- ウ 教材作成（ICTを含む）を推進し、小・中・高等部における自閉症指導の教材集を整備する。

重点目標	数値目標	評価
○ 指導案に、教育課程に基づいた児童・生徒の到達目標、観点別評価を単元ごとに設定する。	指導案で確認 100%	◎指導案への記載 100%実施中。
○ 全教員が2学期末までに1回以上、研究授業を行う。 (指定年次研修者は従来通り) ○ 研究授業を2学期までに2回以上参観し、協議会に参加する。	・2学期末 ・100%	◎全教員が研究授業実施 △全教員が2回以上参観したが、協議会は未達成
○ 主担当の授業において作成した教材及び指導の記録を年2回教材集様式にまとめる。 ○ ICT機器、GIGAスクール端末、スマートスクール端末を活用した学習の充実を図る。	年2つ以上 学期1つ以上	◎8月、1月に教材集作成 ◎全教員がICT機器を活用して教材を開発
○ 人権尊重教育に関する研究・授業を各学部で展開し、校内で発表する。	年間1回	◎各学部で人権教育を実施し、1月に校内で実践報告会を実施
○ 校内若手教員研修の内容を充実させ、経験年数に応じた指導内容を整備して実施する。 ○ 初任者に対して、都内特別支援学校での短期研修を実施し、障害理解を図る。	シラバス実施率100% 年間1回	◎シラバス 年間予定通り実施 ◎3年次までの教員が課題別研修及び鹿本 学園で短期研修実施
○ オリンピック・パラリンピック教育レガシーアワード校として本校の特色を生かした35時間の年間計画を実施するとともに、パラリンピックスポーツの講師を招聘及び日本の伝統と文化に関する体育的・文化的な内容で実施することで、学校2020レガシーの構築を図る。	年間2回以上	◎文化プログラム2回 運動プログラム1回 実施
○ 「総合的な学習の時間」「総合的な探究の時間」等の指導内容を整備し、地域と連携して児童・生徒の自己有用感を高めるために地域交流及び地域貢献活動を推進する。また、人権尊重教育を計画・実施していく。	学期3回以上 年間9回以上	◎小学部・中学部・高等部で11回実施、人権教育は6回実施
○ 人権尊重教育、防災学習を設定する。 ○ 地域貢献活動を各学部において実施する。	学部6回以上 学部8回以上	△小学部6回、中学部12回、高等部2回実施 △小学部8回、中学部8回、高等部6回実施
○ 年間2回の授業評価において児童・生徒の授業内容についての「わかりやすい」「わかるまで教えてくれるなど、授業評価における肯定的評価を高める。	肯定的評価 80%以上	◎肯定的評価99%

○ 外部専門員のカンファレンスを基に児童・生徒の人間関係や学校生活への不安、不満などを把握し、必要な手立てを図る。年度末には学校生活全般についての肯定的評価を85%以上にする。	肯定的評価 85%以上	▽高等部 4,5月に生徒6名の面談を実施。6月、11月に福祉園生全員の学校生活アンケートを実施。肯定的評価71%
○ いじめ防止委員会と児童・生徒アンケートを活用し、いじめゼロ、体罰・不適切な指導ゼロを継続し、児童・生徒の人権意識の伸長につなげる。 ○ 心理士による定期的な面接を実施し、安定した学校生活を送ることにつなげる。 ○ 余暇活動の充実のため部活動を実施する。	・委員会毎月 ・アンケート3回 ・年間3回	◎委員会を毎月開催中。いじめゼロ、体罰・不適切な指導ゼロを継続 ◎3回、生徒面接を実施 ◎高等部で「しいの木タイム」を実施
○ 2学期末の学校評価保護者アンケートは、肯定的な評価を80%以上にする。	12月実施	◎肯定的評価95%

(2) キャリア教育の充実及び希望する進路先の実現

ア 小・中学部段階で将来の社会生活、職業につながるキャリアを意識づける。

イ 外部専門員を活用し、社会参加に必要な力を身に付ける指導内容について、教員が必要な知識を得る。

ウ 主に高等部生徒について、卒業後の生活に見通しをもてるような体験的な取り組みを行う。

重点目標	数値目標	評価
○ 外部専門員等を活用した指導力向上及び人権尊重教育に関する教員向けの研修内容を充実させる。	年間4回 合同研修会の実施	◎8回実施
○ 外部専門員を活用し、中学部・高等部「職業」において、ビジネスマナーや卒業後の生活が具体的にイメージできるように内容の充実を図る。	肯定的評価 80%以上	◎肯定的評価96%
○ 高等部生徒が卒業後の生活を見通すために、就労・生活の場等において、体験的な取り組みを実施する。 ○ 生徒が自分の夢や目標を実現させるための道程を具体的にイメージできるようにする。 ○ 本人、保護者が障害者の雇用について理解する。	肯定的評価 80%以上	◎肯定的評価82% ・2回実施 ・中学部は体験実習、高等部は校内実習及び現場実習を実施 ・進路便り3回発行
○ 小学部・中学部の就業体験の推進を図る。	○ 職場体験：小学部高学年、年間1回以上実施 (中・高等部 作業見学) ○ 就業体験：中学部普通学級、年間で2日程度実施	◎小1回実施 12月 ◎中2回実施 7月、10月、2月
○ 教員はビルメンテナンス協会主催の清掃技能講習に参加し、他校の作業学習(作業学習に関する研修会・授業公開含む)を参観する。 ○ 新作業班(陶芸)の技能向上に外部支援員を活用する。	・3人以上 ・陶芸、清掃、受注(事務)1名ずつ	▽指導者講習会1名参加 ◎外部専門員の指導助言5回
○ 高等部清掃班の生徒は、清掃技能検定やアビリンピック千葉に参加することでより、生徒の実態に即した進路選択ができるようにする。	年2回	◎清掃技能検定2回実施 アビリンピックは想定していた生徒が参加の意思を示さなかったため不参加
○ 地域諸機関を利用した生徒のビルクリーニング実習(窓清掃等)を実施する。	年2回以上	◎2回実施
○ 若手教員を対象とした進路体験研修を実施	年2回以上	◎2回実施

○ ハローワーク等の外部専門機関・専門家を活用したアフターケア業務の推進、過去3年間の全卒業生の所属する事業所、入所施設等訪問及び連絡確認データ整備	過去3年卒業生100%	◎100%達成。
○ 重度の生徒のキャリア教育を推進するため、陶芸班を設定し職業に向き合う力を養う。(また、試供品を作成し地域貢献活動として地域の方々へお配りし、令和5年度の商品販売に向け活動を進めていく。)	2学期終了までに作業工程の洗い出しや環境設定を整える。 3学期終了までに試作制作	◎作業工程の中で、重度の生徒が取り組める作業を切り出し、教具を改良した。試作品も完成。

(3) 危機管理体制の改善と充実

ア 千葉福祉園、のびろ学園との災害時における協力関係を強化する。

イ 児童・生徒の生命を守るために必要な防災教育の取組を計画・実施し、BCP（事業継続計画）を中心に改善整備を行なう。

重点目標	数値目標	評価
○ 地域や関係機関との連携内容を具体化し進展させ、有識者を活用した実効的な防災体制を整備する	防災教育推進委員会 (年2回)	◎6月、2月に実施
○ 教職員の危機管理に関する研修の充実 ○ 生徒の自助能力、共助能力の伸長につながる防災学習を充実させる。 ○ 様々な災害種別に対応した避難訓練を計画・実施する。 ○ 避難訓練の際、学級においてワンポイント資料を用いて指導する。 ○ 災害及び被災地について、高等部の各教科等において学習する。 ○ 宿泊防災訓練の実施(高2・3年)	・4月実施 ・防災教室 ・毎月1回 ・毎月1回 ・学期3回 ・1回	◎研修会実施 4月 ◎消防訓練実施 5月 ◎毎月実施 ◎避難訓練終了後、学級指導資料を配布 ◎6回実施(各教科で学習5回、しいの木集会1回) ◎高3実施 10月
○ 保護者への情報発信の手段として、マチコミを積極的に活用する。	年間3回	◎コロナ関連、防災関連、保護者説明会等、多数配信
○ 教職員、保護者向け災害伝言ダイヤル等の訓練の実施 ○ ウェブ版の伝言ダイヤルを活用し、保護者の参加率を高める。 ○ 通信会社ごとの携帯電話の伝言ダイヤルを試行し、有効なものを見つける。	・学期1回 ・50%以上 ・主要通信会社	◎6月実施 ▽31%達成(5名) ◎各通信社のシステムを試行
○ 学校危機管理計画(BCP含む)の内容を改訂し、実際の災害に対応したマニュアルにしていく。	年3回改訂	△2回改訂 第二回防災教育推進委員会と連動させ、年度内に改定する
○ 新しい生活様式(新しい日常)の構築と定着を図るため、本校の対応マニュアルを作成する。	4月まで	◎マニュアル作成 4月
○ 校内整備の推進 不要品・粗大ごみの処理、廃棄、未使用教室・倉庫の整理	各学期1回 実施	◎6回実施

(4) 学校の組織力向上

- ア ライフ・ワーク・バランスの充実：月曜日、金曜日定時退勤の徹底
- イ 人権意識の向上：研修内容の工夫と毎学期当初及び学期末、年間5回以上の実施
- ウ 業務の効率化：勤務時間内に教材研究時間を確保
- エ 学校経営参画型の経営企画室を推進するために、経営企画室と教育職員との円滑な連携体制を強化するとともに、自律経営予算の計画と予算の適正な執行を図る。

重点目標	数値目標	評価
<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の人権意識の向上（体罰・不適切な指導ゼロ、児童・生徒の適切な呼称、個人情報紛失事故ゼロ）公務員倫理、モラル、マナー向上研修 ○ 各学部で生徒指導の点検を進める。（通年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間5回以上の研修実施 ・毎回の部主任会で課題整理 学校評価施設職員及び保護者により肯定的評価 100% 	<ul style="list-style-type: none"> ◎5回実施 △肯定的評価95%
<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理職が率先してライフ・ワーク・バランスを図り業務の効率化を改善する。 	<ul style="list-style-type: none"> 月・金曜日定時退勤 時間外勤務45時間以上の教職員ゼロ 	<ul style="list-style-type: none"> ▽定時退勤を推進 超過勤務45時間超の教員累計29名
<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の教材研究時間確保 	<ul style="list-style-type: none"> 午前、午後2コマ以上連続して教材研究を全教員が毎月3回以上確保 	<ul style="list-style-type: none"> ▽小学部：初任のみ実施 9月から一部は確保 ▽中学部：確保できず ▽高等部：確保できず
<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じた分掌業務改編整備と業務マニュアルの整備と改訂 	<ul style="list-style-type: none"> 2月職会決定 2月提出 	<ul style="list-style-type: none"> ◎随時更新し、3月決定
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校ホームページの工夫と更新 ○ 支援会議等のオンライン化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 更新月4回以上 随時 	<ul style="list-style-type: none"> ◎毎月4回以上更新 ▽施設との支援会議は、オンライン化できず
<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報紛失事故防止のためのクリーンデスクの徹底 ○ 個人情報文書や生徒氏名の校内での取り扱い、掲示、受付名簿等の管理の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 週1回 学期1回 	<ul style="list-style-type: none"> ◎毎週金曜日実施 ◎学期1回実施
<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員連絡会で服務規律徹底のための研修及び全都立学校の服務事故防止研修を実施する。（服務規律の徹底、体罰、不適切な行為及び言動の防止、情報紛失事故防止、会計事故防止等） 	<ul style="list-style-type: none"> 職員連絡会 年間5回 	<ul style="list-style-type: none"> ◎5回実施
<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営企画室職員による教職員向け研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 年1回以上 	<ul style="list-style-type: none"> ◎1回実施
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校評価において教職員間の連携強化、働きやすさについて肯定的評価の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 80% 	<ul style="list-style-type: none"> ◎肯定的評価91%

2 次年度以降の課題と対応策

本校は、指定福祉型障害児入所施設「東京都千葉福祉園」及び福祉型障害児入所施設「袖ヶ浦のびろ学園」を利用する児童・生徒が通学する施設提携特別支援学校である。したがって本校は、都立特別支援学校としての社会的責任を果たすため、保護者、地域及び関係機関との連携を十分に図りながら、「施設で生活する児童・生徒の個々のニーズに応え、自立と社会参加を支援する学校」を目指すべき本校の姿として掲げ、引き続き教育活動の充実を図っていく。

本校は、東京都千葉福祉園が障害児施設の廃止の動向を踏まえ令和6年度末に閉校し、令和7年4月、都立中野特別支援学校分教室を設置する計画であることから、次年度以降、都教育委員会及び関係機関と連携して検討を進めていく。

目標（1）教育活動の質の向上

方策① 人権を尊重する教育の徹底

- ア 自己及び他者の人権課題について深く考え、人権意識を向上させる
- イ 児童・生徒が相談しやすい環境をつくり、体罰ゼロ、不適切な指導ゼロ、いじめゼロを継続
- ウ 適切な援助希求行動の育成（SOS発信）
- エ いじめ防止、人権教育の推進に関連させて、施設と連携を強化し、支援の更なる充実を図る
- オ 人権教育を指導計画に示し、個々に対応した学習を展開する

方策② 特別支援教育の充実

- ア 学習指導要領に基づいた教育課程編成、適正な学習の計画、目標、観点別評価規準を設定
- イ 重度・重複学級の生徒に適した学習内容、教材教具の工夫
- ウ 空き教室を有効に利活用し、教育活動の充実を図る
- エ 体力向上や情緒の安定を図るため、継続的に基礎体力を養う

方策③ 教育課題への取組

- ア 主権者教育及び消費者教育を充実させ、社会人としての義務と責任を学ぶ
- イ 「学校2020 レガシー」の促進

方策④ 組織的なOJT推進

- ア OJTプロジェクトを活用した組織的な人材育成の推進

方策⑤ 中野特別支援学校及び千葉県立楨の実特別支援学校への移行につながる教育課程の工夫

- ア 両校の教育課程を踏まえた学習を検討する

目標（2）社会に開かれた教育課程の実現

方策① 地域との連携

- ア 地域において奉仕活動・貢献活動を実施し、児童・生徒の自己肯定感や自己有用感を醸成する
- イ 地域で児童・生徒が活躍することにより、障害者理解、共生社会の実現に寄与する

方策② 外部専門員及び外部機関を活用した教員の専門性向上

- ア 校内の研修体系に、外部専門員による研修を位置づけ、育成の重層化を図る
- イ デジタルサポーター及び外部専門員を活用し、ICT教材の開発及び利活用の充実を図る

目標（3）キャリア教育の推進と進路指導の充実

方策① キャリア教育の推進

- ア 小学部から高等部まで発達段階に応じたキャリア形成の充実
- イ 個別移行支援計画によるアフターケアの充実

方策② 職業教育の充実と本人・保護者が望む進路の実現

- ア 卒業後の生活や職業に見通しがもてる職業教育の推進
- イ 両施設と連携し、本人が希望する生活の拠点、職種をできる限りに実現させる

目標（４）新しい生活様式の確立

方策① 新型コロナウイルス感染症の感染防止の徹底

- ア 感染症防止対策に関する都のガイドライン及び「SHINOKI Style（新しい生活様式）」を遵守する
- イ アフターコロナの時代に適した、学校行事、学習活動を計画する

目標（５）危機管理体制を確立

方策① 地域と連携し実効的な災害対策の検討

- ア 地域と連携した防災訓練等の実施
- イ 災害発生時、近隣住民のニーズを踏まえた支援の検討

方策② 保護者、両施設への安全対策の周知と緊急時の対応

- ア 災害等発生時、保護者、両施設に対して、通信各社の災害用伝言版を活用するなど、複数のソースにより災害状況や安否を配信
- イ 児童・生徒が帰宅時（都内の自宅）の防災対策の推進
- ウ 校内施設・設備の安全対策と児童・生徒が安心して過ごせる教室や環境を設定する

目標（６）組織的な学校運営と業務の効率化

方策① 各職層が役割を担い、組織的な学校運営を構築

- ア 企画調整会議及び部主任会議の効果的な運営
- イ 主任教諭及び必置主任の育成と強化

方策② ライフ・ワーク・バランスを踏まえた働き方改革の推進

- ア 業務内容を見直し軽減させ、業務のスリム化を図る
- イ 業務に係る資料等の電子化を進める

方策③ 経営企画室の効率的で適正な業務遂行

- ア 教育系職員と行政系職員が連携し、効果的な予算策定と円滑な予算執行を図る
- イ 契約業務、就学奨励費、学校徴収金等の厳正な処理と執行

目標（７）本校の閉校、中野特別支援学校分教室設置及び県立特別支援学校への転出を計画的に推進

方策① 閉校、分教室設置、県立学校への転出に関する委員会を校内に設定

- ア 委員会を設定し、関係各課、関係特別支援学校と連携して業務を進める

方策② 閉校に関する業務

- ア 閉校に関する行事及び本校メモリアルの設置の準備
- イ 学籍等の各種書類の整理、卒業生へのアフターケア業務

方策③ 中野特別支援学校、楨の実特別支援学校との連携

- ア 両移行校と本校間で教育課程の相互理解を図り、内容を共有する

方策④ 不要物品及び什器の整理及び処分

- ア 使用可能な物品の他校への斡旋を推進し、不要物品、什器の廃棄を行う

目標（８）コンプライアンスの向上

方策① 東京都の教育公務員として、高い規範意識をもち使命を全うする

- ア 教員は、「SHINOKI Standard（授業に関する指針）」を基に、絶えず授業改善に取り組み、指導力の向上を目指す
- イ 教職員は、法令、条例及び規定等を遵守する
- ウ 教職員は、互いに服務規律を徹底しようとする意識を常にもつ